

第 3 1 号議案

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2 0 2 1 年）5 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

令和 3 年における国民の祝日の移動に伴い、区立学校の学期及び休業日について特例を設ける必要がある。

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和3年度における第3条第1項第1号及び第2号並びに第3条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、第3条第1項第1号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日（以下「スポーツの日」という。）」とあるのは「10月10日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月11日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月9日及び同月10日」と、第3条の2第1項第1号ア中「スポーツの日」とあるのは「10月10日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月11日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月9日及び同月10日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。